

「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県が県内の農林水産物生産者及び食品関連事業者等と連携し、農林水産物等の地産地消を推進する「みえ地物一番の日」キャンペーンを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「みえ地物一番の日」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）とは、三重県が県内で行う県内産農林水産物やその加工品（以下「県産品」という。）等の消費拡大を図るための地産地消運動をいう。

- 2 協賛事業者とは、キャンペーンに賛同する三重県内の農林水産物生産者、農林水産物加工品製造業者、流通業者、食品小売業者等の事業者及び事業者団体等をいう。
- 3 サポーターとは、協賛事業者以外で県産品の生産・製造・流通・販売等に携わっていないが、キャンペーンに賛同し、自ら第6条に掲げる活動を実践する事業者及び事業者団体等をいう。

(キャンペーン)

第3条 三重県はキャンペーンを実施するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 共通のキャンペーンキャッチフレーズ、期日等の設定
 - (2) キャンペーンへの参画呼びかけ
 - (3) キャンペーンのシンボルマーク、キャンペーンソング、ポスターの配布およびポスター著作権の貸し出し
 - (4) 協賛事業者等に関する情報発信
 - (5) 協賛事業者間の連携促進
- 2 三重県は、キャンペーンを実施するにあたり、効果的な情報発信を図るため、前項の(1)に基づき、毎月第3日曜日及びその前日の土曜日を「みえ地物一番の日」として定める。

(協賛事業者)

第4条 知事はキャンペーンの実施にあたり、キャンペーンの趣旨に賛同する協賛事業者を登録することができる。

- 2 協賛事業者は次に掲げる取組を行うことができる。
 - (1) 広報、宣伝等を通じた県民への情報提供
 - (2) 県の設定するキャンペーン名称、共通キャッチフレーズの使用
 - (3) キャンペーン期間中の県産品の意識的な取扱い
 - (4) キャンペーンに対応した供給面での協力
 - (5) その他キャンペーンの普及定着に必要な活動

(協賛事業者の登録手続)

第5条 協賛事業者の登録を希望する者は、別に定める「みえ地物一番の日キャンペーン協賛事業者登録申込書」を提出し、登録手続を行うものとする。

- 2 知事は、申込のあった各事業者の代表者及び連絡先、参加店舗等を登録するものとする。
- 3 登録された各事業者は、登録内容の変更又は取消を希望する場合には、速やかにその内容を、書面により届けるものとする。
- 4 知事は、キャンペーンの趣旨に著しく反する行為があった場合、その他特に必要と認める場合には、協賛事業者としての登録を取り消すことができるものとする。
- 5 知事は、第2項及び第3項に基づく登録等の内容について、公表するものとする。
- 6 知事は、第4項に基づく取消について必要と認める場合には、その内容を公表することができるものとする。

(サポーター)

第6条 知事はキャンペーンの実施にあたり、キャンペーンの趣旨に賛同するサポーターを登録することができる。

- 2 サポーターは次に掲げる取組を行うことができる。
 - (1) 広報、宣伝等を通じた県民への情報提供
 - (2) 県の設定するキャンペーン名称、共通キャッチフレーズの使用
 - (3) 協賛事業者のキャンペーン活動支援
 - (4) その他キャンペーンの普及定着に必要な活動

(サポーターの登録手続)

第7条 サポーターの登録を希望する者は、別に定める「みえ地物一番の日キャンペーンサポーター登録申込書」を提出し、登録手続を行うものとする。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の登録手続きについて準用する。

(キャンペーン事務局)

第8条 キャンペーン事務局は、農林水産部フードイノベーション課に設置する。

(その他)

第9条 三重県はシンボルマークの使用基準その他必要な事項を別途定めることができる。

(附則)

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

- 1 みえ地物一番の日推進連絡会議設置要領及びみえ地物一番の日キャンペーンサポーター登録要領は廃止する。

- 2 廃止前のみえ地物一番の日推進連絡会議設置要領において登録のあった会員は、第4条の登録があったものとみなす。
- 3 廃止前のみえ地物一番の日キャンペーンサポーター登録要領において登録のあったサポーターは、第6条の登録があったものとみなす。

この要領は、令和5年8月4日から施行する。

この要領は、令和6年12月24日から施行する。